

登録教習機関の業務の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による休止の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社十和田中央モータースクール
登録教習機関の住所	青森県十和田市東十四番町 52 番 1 号
事務所の名称	株式会社十和田中央モータースクール 十和田建機講習センター
事務所の住所	青森県十和田市東十四番町 52 番 1 号
代表者の氏名	代表取締役 丸井 裕
休止する業務の範囲	小型移動式クレーン運転技能講習の業務の一部
休止年月日	令和 8 年 4 月 1 日
休止の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
登録番号	第 211 号

令和 8 年 8 月 19 日

青 森 労 働 局 長